

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3

2. 指名停止措置期間 令和8年3月9日から令和8年6月8日まで（3か月間）

※課徴金納付減免制度を適用

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

(株) トーニチコンサルタントは、特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金納付減免制度の適用）を受けた。

5. 指名停止理由

業務の履行に関し独占禁止法に違反したことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第2第4号に該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第2第4号>

措置要件	期 間
(独占禁止法違反行為) (4) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	認定をした日から 6か月以上18か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気662 電話0295-72-1119